



山形県公報

平成21年5月29日(金)

号 外(26)

目 次

条 例

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例.....(人事課)...2
山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例.....(同) ...同

この号で公布された条例のあらまし

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例 (県条例第47号) (人事課)

- 1 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部改正
議会の議員及び知事等に対して平成21年6月に支給する期末手当の支給割合を100分の137.5に引き下げることにした。(附則第3項関係)
- 2 山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正
教育委員会の教育長に対して平成21年6月に支給する期末手当の支給割合を100分の137.5に引き下げることにした。(附則第4項関係)
山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (県条例第48号) (人事課)
 - 1 山形県職員等の給与に関する条例の一部改正
職員等に対して平成21年6月に支給する期末手当の支給割合を100分の120(特定幹部職員にあっては、100分の105)に、同月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の60(特定幹部職員にあっては、100分の75)にそれぞれ引き下げることにした。(附則第18項関係)
 - 2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
一般職の任期付職員に対して平成21年6月に支給する期末手当の支給割合を100分の137.5に引き下げることにした。(附則第2項関係)
 - 3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正
一般職の任期付研究員に対して平成21年6月に支給する期末手当の支給割合を100分の137.5に引き下げることにした。(附則第2項関係)

条 例

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第47号

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例

（山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部改正）

第1条 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和31年9月県条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を次のように改める。

3 平成21年6月に支給する期末手当に関する第2条第5項及び第3条第3項の規定の適用については、第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書中「100分の152.5」とあるのは、「100分の137.5」とする。

（山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第2条 山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和49年12月県条例第65号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を次のように改める。

4 平成21年6月に支給する期末手当に関する第3条第2項の規定の適用については、同項中「100分の152.5」とあるのは、「100分の137.5」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第48号

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

第1条 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第18項を附則第19項とし、附則第17項の次に次の1項を加える。

（平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

18 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第20条第2項及び第3項並びに第21条第2項の規定の適用については、第20条第2項中「100分の135」とあるのは「100分の120」と、「100分の115」とあるのは「100分の105」と、同条第3項中「100分の135」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の120」とあるのは「100分の70」と、「100分の115」とあるのは「100分の65」とあるのは「100分の105」とあるのは「100分の60」と、第21条第2項第1号中「100分の65」とあるのは「100分の60」と、「100分の85」とあるのは「100分の75」と、同項第2号中「100分の30」とあるのは「100分の25」と、「100分の40」とあるのは「100分の35」とする。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号）の一部を次のよ

うに改正する。

附則第2項を次のように改める。

- 2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の152.5」とあるのは、「100分の137.5」とする。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

- 2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の152.5」とあるのは、「100分の137.5」とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成21年6月の期末手当及び勤勉手当を次の表の左欄に掲げる規定により算定することとした場合における当該規定に規定する割合とそれぞれ同表の右欄に掲げる規定によりこれらの手当を支給する際に現に用いられる当該規定に規定する割合との差に相当する割合に係るこれらの手当の取扱いについては、この条例の施行後速やかに、人事委員会において、期末手当及び勤勉手当に相当する民間の賃金の支払状況を調査し、その結果を踏まえて、必要な措置を議会及び知事に同時に勧告するものとする。

第1条の規定による改正後の山形県職員等の給与に関する条例（以下この表において「新給与条例」という。）附則第18項の規定による読替え前の新給与条例第20条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	新給与条例附則第18項の規定による読替え後の新給与条例第20条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第2条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下この表において「新任期付職員条例」という。）附則第2項の規定による読替え前の新任期付職員条例第5条第2項の規定による読替え後の新給与条例第20条第2項	新任期付職員条例附則第2項の規定による読替え後の新任期付職員条例第5条第2項の規定による読替え後の新給与条例第20条第2項
第3条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下この表において「新任期付研究員条例」という。）附則第2項の規定による読替え前の新任期付研究員条例第6条第2項の規定による読替え後の新給与条例第20条第2項	新任期付研究員条例附則第2項の規定による読替え後の新任期付研究員条例第6条第2項の規定による読替え後の新給与条例第20条第2項
新給与条例附則第18項の規定による読替え前の新給与条例第21条第2項	新給与条例附則第18項の規定による読替え後の新給与条例第21条第2項

平成21年 5 月29日印刷
平成21年 5 月29日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1 -21
印刷所 坂 部 印 刷 株 式 会 社
印刷者 坂 部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056